

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年10月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800107号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800014号

第1 結論

昭和60年1月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月から昭和62年3月まで

請求期間の保険料については、私の父親が自身の保険料と一緒に納税組合を通じて3か月ごとに納付していたか、あるいは父親の金融機関の口座から引き落としにより納付していたと記憶している。しかし、国の記録では、請求期間が保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者に係る国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月25日にA町(現在は、B町)で払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年3月頃に行われ、請求者は昭和57年9月17日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できるところ、当該手続が行われたと推認できる時点(以下「手続時点」という。)において、請求期間の保険料は現年度納付又は過年度納付が可能であった上、請求者が自身の保険料と一緒に保険料を納付したとする請求者の父親は、請求期間に係る保険料を全て納付していることが確認できる。

しかしながら、手続時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間に係る保険料の納付書は発行されなかった上、請求期間のうち昭和61年4月から昭和62年3月までの期間の保険料は現年度納付の対象となるところ、請求者の父親に係る当該期間の保険料は、手続時点より前に全て納付されていることから、当該期間の保険料を請求者及び請求者の父親が納税組合を通じて同日に納付することはできなかつたと考えられる。

また、手続時点において、請求期間のうち昭和 60 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付の対象となるところ、B 町は、請求期間当時の A 町では、過年度保険料については取り扱うことができなかつた旨回答していることから、請求者が保険料を納付したと主張する納税組合において、当該期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、B 町は、請求期間当時の A 町では、納税貯蓄組合により税の徴収と保険料の徴収を行っていたが、全ての単位組合が保険料の徴収を行っていたか確認できる資料は無い。また、請求者及び請求者の父親に係る同町の国民年金被保険者記録台帳（紙名簿）の記載から、請求者及び請求者の父親は C 地区納税貯蓄組合に加入していたと考えられるが、請求期間当時から当該組合に加入していたかについては、当時の組合名簿がないため確認できない旨回答しており、当時の状況を確認することができない。

加えて、請求者が、請求期間当時、納税組合で請求者の父親の保険料を集金していたとして名前を挙げた者に照会したところ、請求期間当時は当該請求者が名前を挙げた者の義母が C 地区納税貯蓄組合で保険料の集金を担当しており、時々、当該請求者が名前を挙げた者が代わりに集金したこともあったが、請求者の請求期間に係る保険料を集金したか否かについては不明である旨回答しており、請求者の主張する納付方法を裏付ける証言を得ることができない。

また、請求者は、請求期間の保険料について、請求者の父親の金融機関の口座から引き落としにより納付していた可能性もあるとしているところ、D 支店は、同支店において保険料の口座振替が開始されたのは平成元年 8 月 10 日である旨回答していることから、請求期間の保険料を請求者が主張する方法で納付していたとは考え難い上、口座取引履歴の遡及照会年数は 10 年であるとしており、請求期間当時の取引状況を確認することができない。

さらに、請求期間の保険料を納付していたとする請求者の父親は、高齢のため当時の状況について直接聴取することはできない上、上記請求者に係る被保険者記録台帳によると、請求期間の保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800109号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(請求期間当時は、C県において厚生年金保険の適用事業所。以下「B支店」という。現在は、D県においてA社で厚生年金保険の一括適用事業所。E県に所在するA社B支店を以下「A社」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月1日から平成4年9月1日まで

私は、請求期間について、C県F市に所在したA事業所に勤務し、製品を包装する業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間当時、A社G工場(以下「G工場」という。)に勤務する従業員についてはB支店において厚生年金保険に加入させていた旨陳述しているところ、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、平成2年7月20日から平成4年8月31日までの期間について、同工場に勤務していたことが確認できることから、請求期間のうち当該期間について、同支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の関係資料は保存期限経過のため廃棄した旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、雇用保険の支給台帳全記録照会によると、請求者は、請求期間のうち平成2年4月6日から同年5月15日までの期間及び同年6月5日から同年7月19日までの期間について、基本手当に係る待期間、支給期間又は再離職給付制限期間

であることが確認できることから、請求期間のうちこれらの期間について、請求者がB支店に勤務していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録において、請求期間当時にB支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち請求者が名前を挙げた同僚と同姓の者を含む20人及び当該照会に対して回答があった者からG工場に勤務していたとして名前が挙げた7人に照会したところ、当該照会に回答のあった者の一人が請求者と同じ部署に勤務していたとして名前を挙げた者のうち、同支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないが、同工場に係る雇用保険の加入記録は確認できる者が複数名いることから、請求期間当時の同支店では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、厚生年金保険、健康保険組合及び厚生年金基金への加入手続は複写式の様式により同時に行っていた旨回答しているが、H健康保険組合は、請求期間から26年経過しているため、同組合に記録が無い旨回答しており、企業年金連合会は、請求者についてI厚生年金基金に係る加入記録は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る加入記録はいずれも確認できない。

また、オンライン記録によると、請求期間にB支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。